

講演 1

広島県の病院薬剤師確保対策について

広島県健康福祉局薬務課

1. 病院薬剤師をとりまく現状と課題
2. 広島県の施策の方向
3. 広島県の取組



1

病院薬剤師をとりまく現状と課題

【厚生労働省】薬剤師確保計画ガイドライン（概要）

令和5年6月9日付け薬生総発0609第2号

必要性

- 少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められている。一方で、令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、**薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題**であることが指摘されており、**偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要**である。
- 「第8次医療計画等に関する検討会」においても薬剤師確保の取組の必要性が指摘され、**医療計画作成指針において、医療従事者の確保等の記載に当たって踏まえるべき観点として、地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに記載**された。**都道府県においては、今後、当該指針に基づき、薬剤師確保の取組を推進**することが求められる。

方向性

- 薬剤師の偏在は、都道府県内に加え都道府県間でも生じていることから、**全国的な偏在の状況を統一的、客観的に捉えた上で、地域の実情に応じた確保策を講じることが効率的、効果的**と考えられる。
- これまで、地域ごとの薬剤師数の比較には人口10万人対薬剤師数が一般的に用いられてきたが、これは地域住民の薬剤師業務に係る医療需要に対する薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための指標として必ずしも十分とは言えないことから、**今後は新たに算定した薬剤師偏在指標を踏まえ薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等を設定**することにより、**少数区域等において集中的な対応策の検討が可能**となる。
- 薬剤師確保計画の策定にあっては、3年ごとに実施・達成を積み重ね、その結果、**2036年までに薬剤師偏在是正を達成することを長期的な目標**とし、**都道府県は、本ガイドラインで示す薬剤師確保計画の考え方や構造を参考に、地域の実情に応じた実効性のある計画を策定**する。

広島県の病院薬剤師の不足実態の把握と確保方針の設定

県内全231病院（休床中を除く）を対象とした**アンケート調査**（令和5年7月）

- ✓ **薬剤師不足人数を把握**
- ✓ 国の算定式及び定数（各薬剤師業務の所要時間等）を用いて、**日常生活圏域単位**の**薬剤師偏在指標**を算出

薬剤師少数スポット
(28圏域：保健医療計画に掲示)

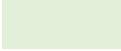
薬剤師少数でも多数でもない区域
(その他60圏域)

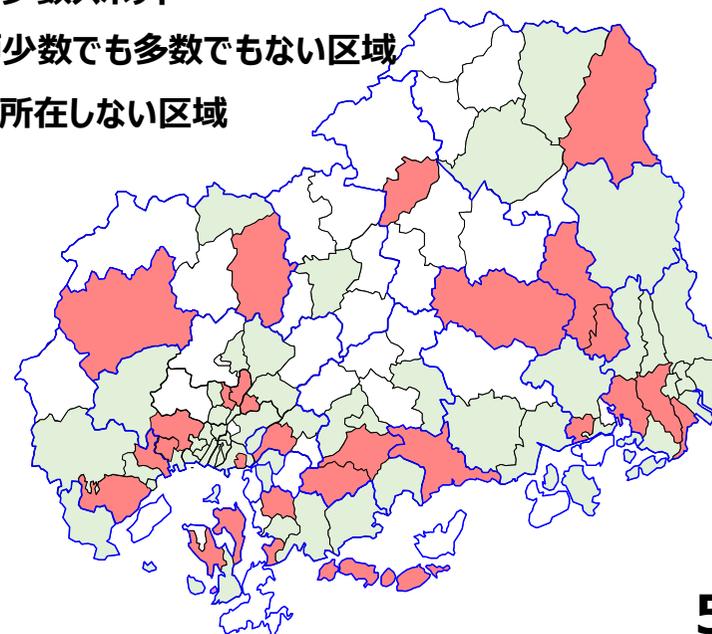
欠員を補填するための
確保が困難な薬剤師数

令和8年までの
不足見込数

44人

さらに…
+ 令和9年以降の
不足見込数 **32**人

-  薬剤師少数スポット
-  薬剤師少数でも多数でもない区域
-  病院の所在しない区域



2

広島県の施策の方向

“負の連鎖”



● 有用な採用活動を展開できない。

● 薬剤師の給与の引き上げが難しい。

● 薬剤師が不足し、病棟薬剤業務を充実できない。

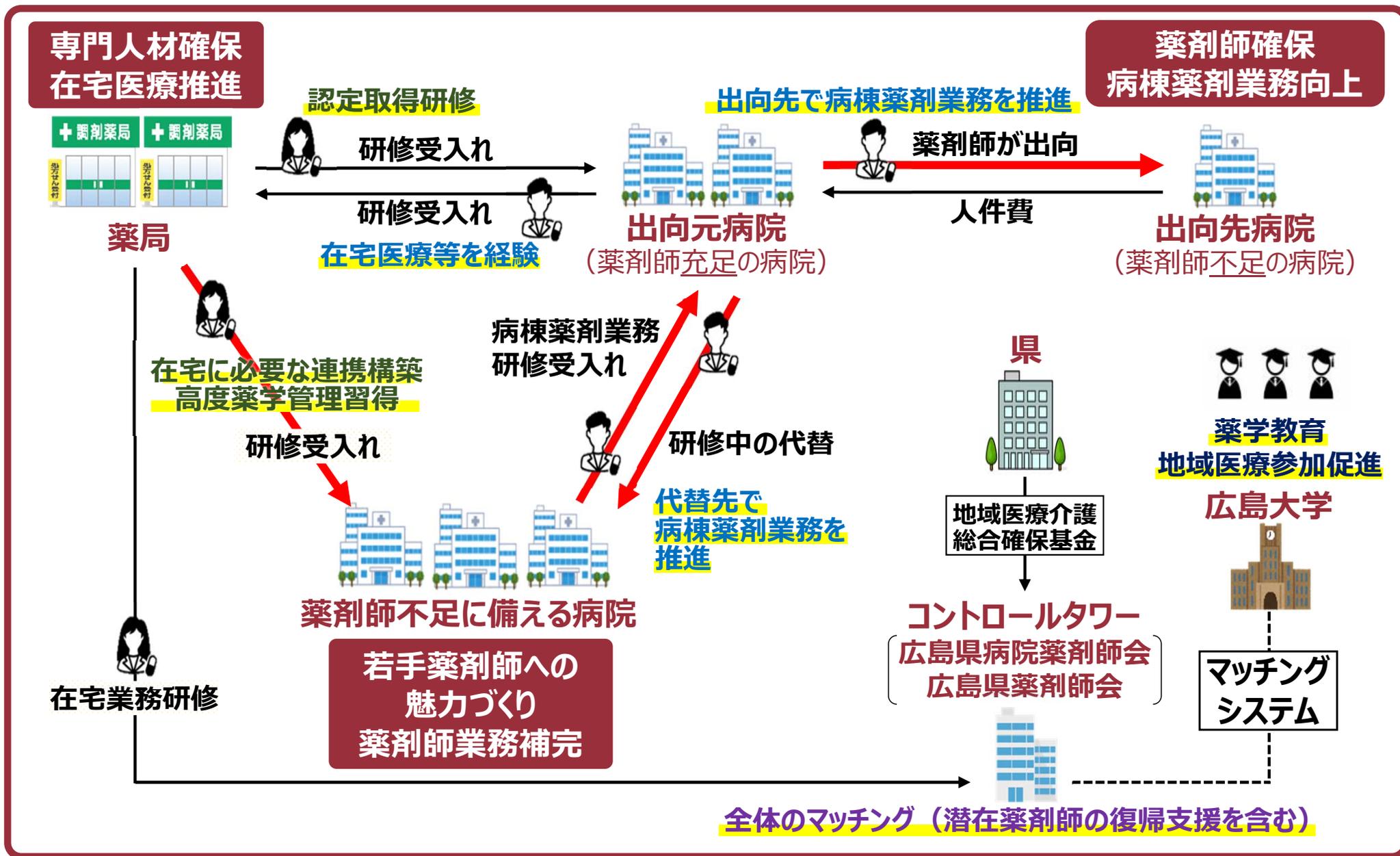
● 薬学生が魅力を感じない。
● 病院内の他職種に、薬剤師の重要性を認識してもらえない。

● 薬剤師の配備条件を満たせず、薬剤師業務に関連する診療報酬を得られない。

病棟薬剤業務を充実させ、“負の連鎖”を断ち切ることが重要

2. 広島県の施策の方向

広島県の薬剤師確保体制（目指す姿）



薬剤師偏在の解消・地域の医薬品提供体制の確立

3

広島県の実組

3. 広島県の取組

これまでの取組—病院薬剤師出向事業—

3か月程度

▼令和5年度から事業実施

地域医療を俯瞰する視野
を持つ人材の育成・獲得

出向先で
病棟薬剤業務を推進



出向元病院
(薬剤師充足の病院)



薬剤師が出向



出向先病院
(薬剤師不足の病院)

人件費等

委託・調整

調整

広島県
病院薬剤師会

県
地域医療介護
総合確保基金

令和5年度

広島大学病院→公立みつぎ総合病院 (3か月間)

フォローアップ

演題2

広島大学病院→公立みつぎ総合病院 (1週間)

令和6年度

広島大学病院→公立世羅中央病院

(県の事業として3か月間→事業外で継続)

演題3

3. 広島県の取組

令和6年度診療報酬改定

令和6年度診療報酬改定 I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進-④

薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

薬剤業務向上加算の新設

- ▶ 病棟薬剤業務実施加算1（120点/週1回）について、免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修体制を有するとともに、都道府県との協力の下で薬剤師が別の医療機関において地域医療に係る業務等を実践的に修得する体制を整備している医療機関が、病棟薬剤業務を実施する場合の加算を新設する。

(新) 薬剤業務向上加算 100点（週1回）



[算定要件]

病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、病棟薬剤業務実施加算1を算定しているものについて、薬剤業務向上加算として、週1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) **免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること**として以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修を総括する責任者の配置及び研修の計画、実施等に関して検討するための委員会が設置されている
 - イ 十分な指導能力を有する常勤薬剤師が研修を受ける薬剤師の指導に当たっている
 - ウ 研修を受ける薬剤師の研修内容を定期的に評価・伝達する体制の整備及び研修修了判定が適切に実施されている
 - エ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施している
 - オ 研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施している
- (2) **都道府県における薬剤師確保の取組を実施する部署と連携して自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）へ出向を実施させる体制**として、以下の要件を満たすこと。
 - ア 出向先は、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関である
 - イ 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師である
 - ウ 出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、出向に関する具体的な計画が策定されている
- (3) 特定機能病院若しくは急性期充実体制加算1、2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

3. 広島県の取組

これまでの取組—病院薬剤師交流研修事業—

▼令和6年度から事業実施

概ね1～3か月

地域医療を俯瞰する視野
を持つ人材の育成・獲得



出向元病院
(薬剤師充足の病院)

- ・人材交流
- ・自院では取り扱わない症例を経験



代替先で
病棟薬剤業務を推進



薬剤師不足に
備える病院



病棟薬剤業務研修受入れ

令和6年度

(1か月間)

演題4



県立広島病院

医療法人せのがわ 瀬野川病院 (1か月間)

演題5



3. 広島県の取組 これまでの取組—情報・魅力発信—

説明会

「合同説明会(対面)」を活用し
「薬剤師の職能」に関する説明会を実施

広島大学病院・瀬野川病院の薬剤師に登壇
いただき、講演・パネルディスカッション

薬学生15名が参加



もっと
聞きたかった！
との声も…！

動画制作

薬剤師の業務内容が分かる
インタビュー動画の制作

特設サイト・県公式SNSへ掲載
県内の薬剤師養成大学に周知予定



ヒロダイマツチングシステム

広島大学主体で運営している薬剤師と
病院等の医薬品関連施設を結ぶサイト

令和6年8月から運用開始
ぜひ登録してください！

ヒロダイマツチング

検索



3. 広島県の取組 今後の取組

01 薬剤師確保事業の評価
県内の病院の薬剤師数（令和6年度からの増減）を調査

**02 広島県病院薬剤師出向支援事業
広島県病院薬剤師交流研修支援事業**
来年度も実施予定
上半期 参加施設を調査・決定→下半期 事業実施

03 薬学生への説明会
県内病院の需要を調査し、県主体での実施を検討（オンライン）

04 特設サイト等での情報発信
特設サイトを公開
本日の説明の内容や今年度制作した動画も掲載予定



来月以降アンケート調査予定
御協力をお願いします

**みなさまの御協力のもと、
本県の薬剤師確保対策を進めて参ります。
引き続きよろしくお願ひします。**



御清聴ありがとうございました。